

# 枚方市立総合福祉会館飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

令和6年（2024年）3月  
枚方市

## 1. 募集目的

枚方市立総合福祉会館（以下「会館」という。）の利用者に対して、飲料水等提供のサービスを図るため、飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者（以下「設置（予定）事業者」という。）を募集する。

## 2. 自販機設置にかかる概要等

(1) 設置施設名称 枚方市立総合福祉会館（ラポールひらかた）

(2) 住所 枚方市新町2丁目1番35号

(3) 開館日

開館時間 9時～22時

休館日 毎月第2日曜日、及び年末年始（12月29日～1月3日）

温水プールは上記及び毎週火曜日

（施設の詳細は会館ホームページを参照）

(4) 設置場所及び台数

① 台数 会館内の1階、2階に各1台ずつ、計2台

※ 設置場所の詳細については別紙図面参照

② 最大設置サイズ W1,200mm以内×H2,000mm以内×D900mm以内

※エレベーターのサイズはW1,220mm×H2,100mm×D2,520mm

## 3. 自販機の設置条件等

(1) 設置条件

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自販機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用すること。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの3年間とする。また、設置及び撤去工事期間についても使用許可の期間に含むものとする。

③ 行政財産使用料

設置事業者が応募申込書（様式1）に記載した額とする。

ただし、本市が設定する最低使用料年額71,044円以上であること。

納付については、当該年度の使用料を、本市が別途指定する期日までに納付しなければならない。なお、一度納付された使用料は一切還付しない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

④ 光熱費

設置事業者は、自販機設置期間中に発生する光熱費を自らが設置した子メーター（積算電力）の積算に基づき負担するものとする。

⑤ 販売価格

商品の販売価格は設置事業者で決定するものとする。

⑥ 転倒防止

自販機の設置は、会館に負担の少ない方法で固定し、地震等でも容易に転倒しないように設置すること。

⑦ その他必要工事等

設置事業者は、自らの負担で次の工事を実施し、また工事時に発生する光熱費を負担するものとする。

（必要工事等）

○自販機設置場所までの電源等引込工事、子メーター（積算電力）設置工事

※自販機の設置にかかる光熱費は子メーターの積算に基づく電気使用料を設置事業者が負担するものとする。

○転倒防止工事等その他設置に必要な工事

(2) 遵守すべき事項

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を確実に納付すること。
- ② 4.（2）にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ③ 自販機を設置する権利又は自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市と協議すること。
- ⑤ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む。）とすること。
- ⑥ 販売品は、缶製品、ペットボトル製品、紙パック製品のいずれかの製品とすること。（ビン製品、紙コップ製品は不可とする。）
- ⑦ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑧ 本市からの指示により販売品の一部入替えに対応すること。
- ⑨ 設置する自販機は高齢者や障害者の利用にも十分配慮したユニバーサルデザイン仕様のものを設置すること。なお、会館3階に設置する自販機は、隣接する排煙装置の操作に支障が生じないものを設置すること。

※ユニバーサルデザインの自販機とは

点字表記されており、商品選択ボタン・取出口・コイン投入口・つり銭返却口等の各部の機能・配置など障害者・高齢者・子ども等あらゆる方に利用しやすいように開発された自動販売機であること。

- ⑩ 災害時に自販機内の販売品を無償提供できる機能を備えたものであること。停電時にも対応できること。また、枚方市内に震度5弱の地震または枚方市災害対

策本部の設置が必要となった災害において、その災害対策本部から飲料の提供について要請があった場合に、販売品を無償提供することとし、自販機設置時に設置事業者と本市の間にて協定書を取り交わすものとする。なお、自販機の無償提供をするための設定は、本市側で行えるようにすること。

- ⑪ 年間数回の計画停電を予定しているため、商品の品質を保てるよう対応すること。

※復旧電源装置による自販機への通電は行わない。なお、復旧後、痛みやすい商品の入替えなどの対応でも可とする。

- ⑫ 許可期間内において、設置事業者の事情で自販機を撤去する場合は、特段の事由がある場合を除き、毎年3月31日付けで行うものとする。なお、撤去の申し出は、撤去を行おうとする前年の10月末日までに、本市に対して文書で行うものとする。
- ⑬ 年度毎に、販売数量（本数）、売上金額（販売単価×売上本数）及び各自販機の子メーターの計測値等の報告を行うこと。
- ⑭ その他、事情により設置事業者の名称や所在地等に変更が生じた場合は、速やかに本市に報告すること。

### (3) 維持管理責任

- ① 維持管理（転倒防止、機器の点検・保守、商品及びつり銭の補充、故障・盗難時の対応、苦情対応、消耗品の補充、清掃等）は、設置事業者の責任により行うこと。また、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないようにすること。
- ② 商品の種類（缶、ペットボトル、紙パック等）ごとに回収ボックスを各自販機周辺にそれぞれ併設すること。また、設置事業者の責任で回収ボックスからゴミがあふれることのないように、1週間に2回以上の割合でサービス担当者を派遣してゴミを回収するとともに、機械の保守及び整備、つり銭や消耗品等の補充及び代金の回収についても実施すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- ④ 自販機を設置するにあたっては、据付面、電源等を確認したうえで安全に設置すること。万が一、不備があった場合は、設置事業者の責任により対応すること。
- ⑤ 故障・苦情等が発生した場合の緊急連絡先を自販機に大きく明示するとともに、利用者、本市及び施設管理者からの連絡には敏速に対応すること。
- ⑥ 本市では「地球から地球へみんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現を目指しており、本市環境方針を踏まえ、本業務を実施する上でも環境保全に配慮すること。
- ⑦ その他、必要に応じて市、施設管理者と協議を行うこと。

### (4) 使用許可の取消し又は変更等

次に該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することがある。

- ① 本市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。

- ② 設置事業者が使用許可条件に違反したとき。
- ③ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

(5) 許可終了時の条件等

設置事業者は、使用許可期間が満了したとき、3.(2)⑫により撤去するとき、又は前号の規定により使用許可を取り消された場合には、直ちに設置事業者の負担で使用許可を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。

(6) 損害賠償責任

設置事業者は自販機の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

#### 4. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす者に限る。

- (1) 申請時において、飲料品の自販機設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について過去 15 年以内実績を有し、かつ枚方市内において1年6か月以上の実績を有していること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合は、許認可等の免許を所得していること。
- (3) 国税及び枚方市（以下「本市」という。）における地方税に未納がないこと。
- (4) 枚方市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 45 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員、第 3 号に規定する暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定めるいずれかに該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立て

をなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

## 5. 実績等

### (1) 売り上げ実績

#### ① 令和3年度（2021 年度）

	本数	金額
1 階	9,356 本	1,317,390 円
2 階	3,491 本	480,990 円
3 階	1,113 本	157,020 円
4 階	1,375 本	190,160 円
計	15,335 本	2,145,360 円

#### ② 令和4年度（2022 年度）

	本数	金額
1 階	11,736 本	1,705,400 円
2 階	4,099 本	589,090 円
3 階	1,630 本	227,450 円
4 階	2,209 本	307,360 円
計	19,674 本	2,829,300 円

#### ③ 令和5年度（2023 年度）※4 月～12 月の 8 ヶ月間

	本数	金額
1 階	3,901 本	537,670 円
2 階	268 本	35,958 円
3 階	544 本	72,388 円
4 階	1,230 本	167,989 円
計	5,943 本	814,005 円

※設備故障のため温水プール臨時休業期間あり（179 日間休業）

※設備故障のため冷暖房停止による施設利用者減少（172 日間停止）

※上記データはあくまでも参考として示したものであり、今回の使用許可期間中における利用者数等を保証するものではなく、施行が必要となった場合の工事の影響等から利用者数等が今後変動することがある。

## (2) 令和4年度実績

### ① 開館日数

	開館日数
全体	347日
温水プール	252日

※臨時休業期間：9月19日13:00~20:30（暴風警報発令のため）

1月18日~2月19日、3月17日~3月31日（設備故障のため）

### ③ 利用者数等

	利用者数等
有料貸室（10室）	101,261人
無料室（6室）	25,456人
温水プール	33,945人

### ④ 行政財産使用料

1,669,200円（年額）

### ⑤ 販売価格

110円~180円

## (3) その他

同会館内に公募対象外自販機の設置はない。

## 5. 申込み方法等

### (1) 募集要項等配布期間

令和6年（2024年）3月4日（月曜日）から  
令和6年（2024年）3月13日（水曜日）までの  
午前9時から午後5時30分まで。  
なお、土曜日・日曜日・祝日は行わない。

### (2) 配布場所

枚方市役所 健康福祉部 健康福祉政策課

枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 別館2階

※ 申込書類は市ホームページからのダウンロードも可能。

枚方市ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp>

→組織一覧→各課の窓口「健康福祉部」→課名「健康福祉政策課」→「枚方市立総合福祉会館における飲料水自動販売機設置事業者を募集します」

### (3) 申込み受付期間

令和6年（2024年）3月7日（木曜日）から  
令和6年（2024年）3月13日（水曜日）までの

午前9時から正午及び午後0時45分から午後5時30分まで。  
なお、土曜日・日曜日・祝日は行わない。

(4) 受付場所

枚方市役所 健康福祉部 健康福祉政策課  
枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 別館2階

(5) 申込みに必要な書類

① 応募申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ 履歴事項証明書又は商業・法人登記簿謄本（写し可）  
（発行後3か月以内のものに限る。）

**個人企業の場合は不要。**

④ 代表者身分証明書（写し可）（発行後3か月以内のものに限る。）  
本籍所在地の市町村長発行の証明書（破産宣告または破産手続き開始決定通知を受けていない事を証する書類。）

**個人企業のみ提出。**

⑤ 印鑑証明書（発行後3か月以内のものに限る。原本提出。）

⑥ 税証明書（発行後3か月以内のものに限る。原本提出。）

[国税] …「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税」について未納税額がないことを証明する「納税証明書（個人事業者は税務署様式その3の2、法人事業者は税務署様式その3の3）」を提出すること。

[地方税] …本市における滞納無証明書を提出すること。

（他の市町村の場合は提出不要。）

⑦ 事業概要等

（ア）会社概要

（イ）直近の貸借対照表、損益計算書

（ウ）設置予定の自販機及び販売品の説明書、パンフレット等

（エ）ユニバーサルデザイン・災害時無償提供機能について、明確に確認できる資料等

⑧ 3.（2）にかかる許認可等の免許証（写し可）

(6) 応募資格の確認について

提出した書類を受理した後、内容を審査し、参加要件を満たさないと判断した場合は受付を取り消し、その旨について申込者へ連絡する。

(7) 申込みに当たっての留意事項

行政財産使用許可は、原則として申込書に記載された名義以外では行えない。

(8) 申込みの手続き

受付期間内に申込みに必要な書類を受付場所へ直接持参し、提出すること。

郵送、電話、ファクス及びEメール等による受付は行わない。また、持参にあたっては、必ず事前に電話連絡すること。

(9) その他

- ① 受付期間経過後の提出、及び提出後の変更・追加は認めない（但し、本市が特段の理由があると認める場合を除く）。
- ② 申請書等の記載内容に虚偽の内容があった場合は失格とする。また、不備があった場合も同様の取扱とする場合がある。
- ③ 一度提出された申請書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- ④ 応募及び使用許可の手続きに関する一切の費用は、申請者の負担とする。

6. 質疑・回答

- (1) 質疑がある場合は、質疑書（様式3）を利用し、締切日までに持参、Eメール又はファクスのいずれかにより提出すること。また、質疑を提出するにあたっては、必ず事前に電話連絡すること。

質疑締切：令和6年（2024年）3月6日（水曜日）午後5時30分まで

質疑提出先：枚方市役所 健康福祉部 健康福祉政策課

ファクス番号：072-841-2470

Eメールアドレス：kenkousoumu@city.hirakata.osaka.jp

- (2) 質疑に対する回答については、令和6年（2024年）3月7日（木曜日）に本市ホームページで公表する。

7. 設置事業者の決定及び公表

- (1) 応募申込書（様式1）に記入された行政財産使用料が最も高い価格で申込みを行った者に決定する。また、最高価格の申込みが2者以上となった場合は、本市において、くじにより選定する。なお、申込者はそのくじ引きに立ち会うことができる。

- (2) 選定結果については、令和6年（2024年）3月18日（月曜日）に本市ホームページで公表するとともに、設置予定事業者として決定した者にのみ、文書で決定通知書を発送する。

8. 設置予定事業者の決定の取消し

- (1) 設置予定事業者が次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消す。

- ① 正当な理由なくして、本市の指定する期日までに行政財産使用許可の手続きを行わなかった場合。
- ② 応募者の資格を失った場合。
- ③ 本仕様書の内容を履行できない、若しくは履行しない恐れがある場合。
- ④ その他本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

(2) 前項の規定により、設置予定事業者としての決定が取り消された場合において、次順位の者に設置予定事業者としての決定を行う場合がある。

## 9. その他

- (1) 応募及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (2) 設置条件等は施設の物理的条件やその他やむをえない事由によっては、設置事業者と協議の上、変更する場合がある。
- (3) 申込みをした者に対しては、別途ヒアリングを行う場合がある。
- (4) その他、この募集要項に記載のない事由が発生した場合は、本市及び設置事業者の双方で協議を行い決定する。

募集に関する問合せ先：枚方市 健康福祉部 健康福祉政策課  
枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号（別館 2 階）  
電 話 (072) 841-1369  
FAX (072) 841-2470  
MAIL kenkousoumu@city.hirakata.osaka.jp  
枚方市ホームページ： <https://www.city.hirakata.osaka.jp/>

【 公募の流れ 】

